

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第2470700267号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービス等を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも申請中であればサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 聖ヨゼフ会松阪 |
| (2) 法人所在地 | 三重県松阪市小阿坂町1988番地6 |
| (3) 電話番号 | 0598-58-0856 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 古林 睦 敏 |
| (5) 設立年月 | 昭和54年4月1日 |

2. 事業所の概要

- | | | | |
|-------------|---|--------------|---------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所 | 平成12年1月31日指定 | 三重県2470700267 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、利用者の要介護状態に応じて援助を行うとともに、心身の状況や環境に応じて利用者の意向を尊重し、個人の残存機能を活用し自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健福祉サービスを総合的かつ効果的に提供する事業とします。 | | |
| (3) 事業所の名称 | 南勢カトリック老人ホームヘルプサービス | | |
| (4) 事業所の所在地 | 三重県松阪市小阿坂町1988番地6 | | |
| (5) 電話番号 | 0598-58-3144 | | |
| FAX | 0598-58-3148 | | |
| (6) 管理者 | 神保 幸江 | | |

3. 事業実施地域

通常の事業実施地域は、旧松阪市と松阪市に合併した嬉野町
過疎地域は相談の上実施することとします。

4. 営業日・営業時間

営業日：月曜日～日曜日

営業時間：平日 午前7時30分～午後5時30分

土日祝日 午前8時～午後5時30分

※但し、緊急に関しては時間制限はありません（深夜は除く）

※年末年始（12月30日～1月3日）は休業させていただきます。

5. 職員の体制

管理者	1名（兼務）
サービス提供責任者	2名（常勤・非常勤）介護福祉士
訪問介護員	1名（常勤）2級課程修了者
	3名（非常勤）介護福祉士・2級課程修了者

6. 提供するサービスの内容

(1) 身体介護

- ①食事介助：簡単な調理、配膳、食事介助、下膳片付け
- ②保清介助：入浴介助、清拭介助、洗髪、更衣介助、口腔ケア、身体整容等
- ③排泄介助：オムツ交換、トイレへの移動等の介助
- ④移動介助：歩行、車椅子等の介助
- ⑤外出介助：通院時の院内介助

(2) 生活援助

調理、掃除（居室、台所、浴室、トイレ）、洗濯、衣類の整理・補修、寝具の清潔保持（シーツ交換）、ゴミ出し、買い物代行、薬の受け取り

(3) 通院のための乗降介助

(4) その他 日常生活上における介護相談等

注1) 自立支援という観点から、生活行為を見守りながら一緒に行うなど利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

例えば、利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど

注2) ケアプランに基づき作成した訪問介護計画書への署名捺印をいただきます。

7. 利用料金

(1) 訪問介護サービス利用に係る自己負担額（介護保険適用分の1割）

ただし、一定割合以上の収入のある方は自己負担が2割または3割となります。

*身体介護

区分	利用時間	自己負担（1割）	自己負担（2割）
身体介護1	20分以上30分未満	268円	536円
身体介護2	30分以上60分未満	426円	852円
身体介護3	60分以上90分未満	624円	1,248円

*生活援助

区分	利用時間	自己負担(1割)	自己負担(2割)
生活援助2	20分以上45分未満	197円	394円
生活援助3	45分以上	242円	484円

*身体介護+生活援助

区分	利用時間	自己負担(1割)	自己負担(2割)
身体1生活1	30分+20分以上45分未満	340円	680円
身体1生活2	30分+45分以上70分未満	411円	822円
身体2生活1	60分+20分以上45分未満	497円	994円

*通院のための乗降介助

区分	利用時間	自己負担(1割)	自己負担(2割)
乗降介助	1回(片道)	107円	214円

*加算

介護職員等処遇改善加算 I	人材確保と職員の定着率向上のための取り組みをより一層進め、訪問介護員の処遇向上のために充てられる加算	基本サービスと加減算を加えた単位数の24.5%
初回加算	1) 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、または同行訪問した場合 2) 過去2か月サービスの利用がない場合	自己負担1割 200円
		自己負担2割 400円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族から要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認めた時に、居宅サービス計画にない訪問介護を行った場合	自己負担1割 100円
		自己負担2割 200円

*減算

同一建物減算	事業所と同一敷地内又は隣接する集合住宅(ケアハウス)に居住する利用者を訪問する場合	所定単位数の100分の90
--------	---	---------------

注1) 訪問介護員が訪問介護を行った場合に、現に介護を行った時間でなく、訪問介護計画に位置付けされた内容の介護を行うに要する標準的時間での料金です。

注2) 身体介護を二人のヘルパーで行った場合、二人分の料金となります。

注3) 夜間・早朝の時間帯にサービス提供を行った場合には「夜間早朝25%加算」をいただきます。

夜間 午後6時 ~ 午後10時(但し、当事業所は午後8時まで)

早朝 午前6時 ～ 午前8時

日中 午前8時 ～ 午後6時

注4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所を利用される場合は、利用者やその家族の同意を得たうえでサービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。この場合の交通費は事業所から1kmにつき10円となります。

※制度上、利用料金の改定があった場合は変更しますのでご了承ください。

8. 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し月末締めで翌月10日ごろ請求いたします。

支払方法は以下のいずれかの方法でお支払いください。

①集金での現金支払い

②事業者指定金融機関への振り込み（三十三銀行）※振込手数料はご負担願います。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は訪問介護計画で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

10. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者若しくはその家族から金銭または高価な物品の授受

③利用者の家族等に対するサービスの提供

④飲酒及び利用者若しくはその家族の同意なしに行う喫煙

⑤利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他利用者若しくはその家族等に行う迷惑行為

11. 急病・事故等発生への対応

(1) 利用者宅への訪問時、利用者に急病・事故等が生じた場合は家族の意向に従って主治医や医療機関などへの連携を図ります。

(2) 病状やけが等において緊急を要する場合には、119番通報する等処置を行い医療機関へ移送します。

(3) その他緊急時にはマニュアルに従って行います。

12. 利用の変更・取り消し・中止・追加について

(1) 利用者の都合によりサービスの利用を変更・中止される時は、サービス実施日の前日午後5時までに申し出をしてください。

利用指定日・指定時間に無断で利用しなくなった時は、キャンセル料をいただく場合があります。(例：ヘルパーの交通費、利用料の本人負担分の金額)

但し、契約者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 自然災害などでサービスの提供に危険があると判断した場合には、利用日を変更させていただきます。

13. 苦情受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 サービス提供責任者：神保 幸江
- 苦情解決責任者 在宅事業所長：鍛野 優一
- 連絡先 電話 0598-58-3144
- 受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで

※面接による相談は、当センター事務所へお越しください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

聖ヨゼフ会松阪 第三者委員	中西 直也 委員 0598-25-1024 上永 裕之 委員 090-7570-3259
松阪市保健福祉部 介護高齢課	所在地 三重県松阪市殿町1340番地1 電話 0598-53-4090
三重県松阪地方民局 保健福祉部	所在地 三重県松阪市高町138番地 電話 0598-50-0532
三重県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正委員会	所在地 三重県津市桜橋2丁目131番地 電話 059-224-8111
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地 三重県津市桜橋2丁目96番地 電話 059-222-4165